

第2期 第17回小金井市地域自立支援協議会  
会議録

日時：平成23年8月2日（火） 14:00～16:10

場所：前原暫定集会施設 A会議室

出席者：協議会委員 10名

こども家庭部長

保育課長

子育て支援課長

健康課長

配布資料 1：次第書

2：朝日新聞記事コピー（改正障害者法成立に関するもの）

持込資料 3：障害者計画第1章（修正版）第2章第3節

1. 開会

2. 保育課長より報告

保育課長	けやき保育園とピノキオ幼児園の移動に伴う発達支援についての状況報告。
伊藤会長	報告ありがとうございます。ただ今の報告についてご意見ご質問はあるか。
中村委員	早期に課題や遅れがあると分かった場合に、発達支援の部が関わって取り組んでいくというのはいいことである。障害も絡んでくるが、生涯にわたるような場合はどうなるのか。前に二十歳までというのを聞いた。
保育課長	現在、けやき保育園とピノキオ幼児園の移転に伴う事業の一環として保育課が中心となり、この提案させていただいた。今後の将来にわたる支援を、どこがどのような体制でやっていくかという部分は、これから庁内のほうで検討していく予定である。
中村委員	これから一緒にやっていくというので、少し道筋が見えたかなという感じはする。1か月も開いてしまうと、その間その思いはどうするのかというのがあるけれども、そこをうまくつなげていくシステムがあるといいと思う。
保育課長	何歳までできるか分からないけれども、例えば、二十歳までは発達支援に関わる部署が途切れずに一環した支援を行うというのを考えている。
伊藤会長	今回は「生涯にわたる支援」というキーワードが出てきたように思う。今日の議題の中でも関連することが出てくるかと思うので、次第に沿って進めていきたい。

### 3. 議題

「小金井市障害者計画（平成23年度改訂）第3期小金井市障害福祉計画」策定に向けての検討

ジャパン総研	第1章 修正箇所についての説明。
伊藤会長	説明ありがとう。第1章については前回協議しており、訂正があったという説明であった。まず第1章「第1節 計画策定の趣旨」のところで何かご意見はあるか。
山田正市委員	全体についてだが、予算面が全く出てきていない。計画を考える場合に予算面がどのように扱われるのかを教えていただきたい。
部長	予算があって計画をしているのではなく、逆である。まず施策についての計画を作り、それに基づいて優先順位を決め、具体的な事業を決め、それから予算を組んでいくということになる。予算ありきの計画ではないので、予算については触れていない。
伊藤会長	その他、ご質問はあるか。
山田満里子委員	第1節だけではないが、「行なう」は「行う」、それから「本市では」は「小金井市では」のほうが分かりやすいのではないか。
ジャパン総研	本計画は他の計画と一体化させた計画づくりとなるので、例えば「行なう」の「な」が入るか入らないか、それから「本市」を「小金井市」にするか「同市」にするかといった文字の細かい表記については、他の計画と整合性を取り最終的に全て統一した形で入れさせていただく。
伊藤会長	前回の計画では「計画策定の趣旨」のところに用語解説について記述があったが、今回は入れないのか。法令などはそのままの漢字を使うというような説明が必要なのではないか。
ジャパン総研	その部分については、他の計画で説明文が入る場合もあるので、全体の計画作成が完了した時点で、障害者計画として入れられる説明があれば一体化して入れたいと思っている。説明をつけたほうが良いという語彙があれば、この場でご意見をいただきたい。
伊藤会長	全体を通してということで、どこで入れるかはまだ決まっていないのか。
ジャパン総研	障がい者独自の用語であれば、当然、本計画の中で語られなければいけないが、上位もしくは前段で説明文が入る場合が出てくる。何か所も同じ説明が入ると、見るほうとしては非常に見づらい状態になる。お気づきの語彙があれば逐一お知らせいただきたい。
伊藤会長	用語については最終的に統一するということだ。お気づきの点があればその都度、この場でご指摘いただきたい。
部長	今の話だが、「小金井しあわせプラン」のP139「障がい者福祉」の中で「この基本計画では『障がい』としています、法律名など固有名詞となっているものは『障害』としています。」と記載されている。上位計画である「しあわせプラン」に基づくと考えれば省いても大丈夫だと思うが、個々の計画にあえて入れるか入れないかという問題だと思う。
伊藤会長	他にご意見はあるか。
山田正市委員	「本計画の見直しにあたり、現行の『小金井市障害者計画』の到達地点や実態

	調査の結果を踏まえ」とあり、到達地点という、73%はすごく良いように見える。またその下の「障がいのある人が地域において自立した生活を送ることを目指し、地域生活支援、相談支援、医療・保健、教育、生活環境など幅広い分野を対象として障害者施策の総合的な計画」というところは、もう少し表現を変えたほうがいいと思う。
伊藤会長	どのような形に変えるといいのか。到達地点という言葉が良くないということなのか。
山田正市委員	90%から100%ぐらいの感じを受ける。
伊藤会長	到達についてどう評価するかというのは庁内で検討中なので、それについてはまた次回以降に提示される。その次の部分はどこが問題なのか。
山田正市委員	「幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します」のところで、「幅広い分野」の部分である。
伊藤会長	具体的にお願いしたい。「幅広い」を除いたほうがいいということか。「幅広い」というのが何を指しているのか分からないということか。意図がよく分からない。山田委員のご指摘に対して何かあるか。
事務局	到達地点という、多分全部を達成しているような誤解を生むことが多いということか。そういう意味では、ここは「達成度」とかにしたほうがいいのか。「達成度や実態調査の結果を踏まえ、今回の計画を策定します」というようにすればご納得いただけるのではないか。
伊藤会長	到達地点を達成度に変えるということについてはどうか。
部長	2番目のご指摘にあった「幅広い分野を」というのは、あくまでその前の「地域生活支援、相談支援、医療・保健、教育、生活環境など」を総称して「幅広い分野」という表現だと思う。そういう考え方ではどうか。
伊藤会長	私もそのように受け止めた。山田委員は「幅広い分野」が「生活環境」にかかっていると受け止めたのではないか。
山田正市委員	「地域生活支援」から「生活環境」までを含めたという意味か。
部長	そうである。
伊藤会長	もう少し意味がはっきりするように検討していただきたい。また、良い表現を思いついたらご意見をいただきたい。 では次の「第2節 計画の位置づけ」について、ご意見があればお願いしたい。
森田委員	「第2節 計画の位置づけ」の「(1) 計画の法的位置づけ」で「障害者基本法」という言葉が出ている。また、今日配られた朝日新聞の資料でも障害者基本法の改正案が成立したことが書いてある。本計画が平成28年までの計画というところで予定されているが、改正法も含めて、障害者総合福祉法が平成25年に成立するような流れも決まっている。その中で、この位置づけのところがどういうふうに表記されるのかを教えていただきたい。基本法が改正されるにあたって、障害者の対象自体が広がるようなことが新聞報道されているので、それに合わせて計画も広がるような文言が入るのかどうか、教えていただきたい。
ジャパン総研	通常であれば、本計画が完成時点の段階での文面になるかと思われる。ただ、計画の改正内容が全部の事業に大幅に関わってくる場合もあるので、そこは予

	<p>算確保や全てに関わる問題なので、最終的には事務局に預けていただきたい。今の段階では、ここは現行動いているものに関する文章である。最終的に国のほうから自治体に明確な指針が下りてきた段階で変更しなければいけないかというところを事務局のほうで精査させていただきご報告させていただく。今の段階ではいじれない。</p>
森田委員	<p>了解した。</p>
矢野副会長	<p>障害者総合福祉法も議論をしていて、最終案が推進会議で7月26日に出されている。それに基づいてこれから条文化されると思う。基本的な考え方としては、かなり大きく変わっている部分があり、先日、中村委員が言われたように、自治体によって格差が生まれるということは問題があるということで、基本的に障害に関わる部分については、全国どこでも同じサービスが受けられるようにするという基本姿勢は福祉法の中では貫かれるような形でまとめられている。それが自治体に財政的な裏づけとなったときにどうなるのか。実行段階でどうなるかというのは、まだ課題が大きいのではないかと思う。</p> <p>そういう流れの中で障がいのある人という部分では、単に障害者手帳を持っている人だけではなく、手帳がない人でも生活上困難を抱えている人は障がいがある人として支援をするための体制を作っていく。そういう意味では、相談支援事業を充実させるということと、全国どこでも同じようなサービスが受けられるような組織を作るということになっている。</p> <p>小金井市でも相談支援事業で、就労支援センターに3人、それから地域生活支援センター「そら」に3人、それから障害者福祉センターに2人のスタッフがいるが、それだけで小金井市の相談支援をまかなうことはできない。今度、発達相談支援センターができるとしても、今後を見越したうえでどういう人数体制でどういうきめ細かな相談支援をやっていくかというのを、ある程度作り上げていかないと、なかなか自治体だけで独自には動けないところがある。しかし実際には自治体で機能していかなければいけない。その辺を市としてどこまで本気でやっていくのかというのを打ち出していけないといけない。この計画の中でこういう思いを持っているというところは少し出していけるといいと思う。特にここの協議会でいろいろと議論をして、どろどろとした部分もかなり出ている。それを今度の市の評価とぶつけ合って、私たちの認識と行政担当者の認識とのギャップがどれだけあるかというのを埋めていかないと、計画には反映できないと思う。</p>
伊藤会長	<p>では「第3節 施策推進の基本的な方針」について、何かご意見はあるか。</p>
山田満里子委員	<p>1行目の「障害の種別に関わらず」の「関わらず」は「拘らず」ではないか。それから、「(1) 市民一人ひとり」のところも、P7では「ひとり一人」となっている。どちらが正しいのか分からないが統一したほうがいいと思う。</p> <p>それと文章的には、(3)の次の行で「その介護者の高齢化と言った問題も深刻化してきています」というのはおかしいので、「深刻になってきています」とか「深刻化してきています」に修正すべきである。</p> <p>それと、そのページの下から2行目の「住みよい都市」とあるが、小金井市を</p>

	都市と呼んでいいのかどうか、ちょっと違和感がある。それと先ほど申し上げたところで「介護者」という文言があるが、「介助者」というのも出てくるので、その辺を統一したほうがいいと思う。
伊藤会長	「介助者」というのが出てくるのか。
山田満里子委員	最初は「介護者」になっているが、一番最後のページの「(6) 家族介護者の負担軽減と家族支援」では全て「介助者」という表現になっている。その中でも「今後、介助者の高齢化に対応し」と書いてあるので、「介護者」と「介助者」は統一したほうがいいと思う。 広辞苑では「介護」というのは、高齢者・病人などを介護し日常の生活を助けることとなっており、「介助」というのは、側にあつて起居動作などを助ける、また助けになることと書いてある。意味合いとしては介助かもしれない。
事務局	ご指摘のとおりだと思います。そこは精査させていただきたい。
伊藤会長	では次の「第4節 計画期間」について、何かご意見はあるか。ずいぶん先までの計画になっているが、途中で見直し等はないのか。
矢野副会長	法案の中では、地域基盤整備10ヵ年戦略とか、地域移行に向かってとか、自立支援協議会の在り方とかを盛り込むということであるが、この障害福祉計画はどう関わってくるのか。
森田委員	障害者自立支援法の改正法案は今年の12月に成立しているが、その中では地域自立支援協議会というのは、2012年4月1日から法律上についた協議会になる。先ほどの質問と一緒にのだが、この計画の中でどういうふうに使われるのか教えていただきたい。
部長	先ほどのこととリンクしているが、先のところに戻ると、あくまでも障害者基本法第9条第3項で、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とする」とともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない」とあり、これが障害者計画の根本となる。それと、障害福祉計画については、障害者自立支援法第88条で「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする」ということで、それぞれ障害者計画と福祉計画の位置づけを謳っている。ここで先の新聞報道にもあったように、改正はされるけれども、あくまでも基本的に合理的配慮がメインのところ、手帳の有無に関わらず、生活していくうえでの障壁や障害が見られるということである。だから、総合福祉法になったとしても、この基本姿勢としては変わらないと思う。今の地域自立支援協議会については自立支援法の中で決められているので、それをどういうふうにするのかこの総合法の中で謳うかによると思う。ただ、これは来年の24年3月に策定するので、今の段階でこういう位置づけであるということは明らかにすることはできない。先ほどの回答と同じように、ぎりぎりまで待って、それに即した形で表記するという形になってくるかと思う。
事務局	今回の法改正で、自立支援協議会が法制化されたことによって、障害福祉計画

	を定め、また変更をしようとする場合は、自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないと明記されている。ところが小金井市の場合は、もう前回の計画から自立支援協議会にご意見をいただいているので、今回も前回と変わらないと認識している。
伊藤会長	では「第2章 前計画の評価と課題」について進めていきたい。
ジャパン総研	<p>第2章第1節と第2節については、本計画がだいたい50ページぐらいという縛りがあり、その中で第2章第3節と第4章の部分はできるだけ削らないように、与えられた内容を全て出せるように構成をしたいと考えている。そのために、第2章第1節で、アンケート等の分析、あるいは人口とか施設とか、そういう基本的資料がどの程度載せられるかという部分に関して最終的に判断させていただければというところで、今回は記載をしていない。</p> <p>第2節に関しては、皆さんにお配りしたと同時に庁内の障害者計画に関して事業を実施している各課の担当の方々に対し、事業の進捗状況若しくはその評価について伺いを立てて、その回答が戻ってきている。今、皆様のほうの会議で出された事業に対する評価と整合性を取っており、その整理が終わりしだい第3章と同じ時期に第2節も表記されて、次回ぐらいまでには皆様のお手元にお届けできればと思っている。そのため今回は第1節と第2節は表記していない。今回のメインは第3節の部分の課題である。抜けている部分や、この表記はもう少しはっきりと書いて欲しい、若しくはこの部分は外して欲しい等あれば積極的にご意見をいただければと思う。</p>
伊藤会長	「第3節 障がいのある人を取り巻く課題」について何かご意見はあるか。
森田委員	<p>昨年から、この課題を検討してきたが、解決の方法が見つからなかった部分が多い。1つ提案させていただきたい。第1章第3節で施策推進の基本的な4つの方針が書かれているが、この中にアンケートについての文言がない。もし可能であれば、「計画策定の趣旨」のところの、「到達度や実態調査の結果を踏まえ、～計画を策定します」という同じ文言で、推進の方向として「アンケートの内容を踏まえて基本方針を推進します」という文言が入らないかと思う。非常に長い時間、アンケートに協力していただいた市民の方や障がいのある方がいらっしゃる中で、方針の中にアンケートが入っている文言を入れたほうが良いと思う。</p>
伊藤会長	これは一応アンケートに基づいて課題を整理していると思う。
森田委員	アンケートから課題を出しているということをしかり言って、推進の方針の中に「アンケートの結果を踏まえた推進をします」というような文言が入ると、アンケートをやった方の意見が方針の中に入ってくるのではないかと考える。
伊藤会長	第1章第3節の「施策推進の基本的な方針」の中に入れるということか。
森田委員	具体的に言うと、「本市では、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする～、将来ビジョンの実現に向け、」のあとに、「アンケートの結果等を精査して、基本方針などに盛り込み、政策を推進します」というような文言を入れるのを検討できないかと思う。
伊藤会長	第1章第1節「計画策定の趣旨」には、「実態調査の結果を踏まえ」と書いてあ

	る。
森田委員	「計画策定の趣旨」には書いてあるが、「施策推進の基本的な方針」の中には書かれていないので、そこでもアンケートについての文言を入れると、より具体的な方針になるかと思う。
伊藤会長	全体的な理念だけではなく、方針の中にも入れるということか。
森田委員	アンケートの内容は方針の中に盛り込まれる、その意見は大切にするというような文言を入れたほうが良いと思う。
矢野副会長	第2章第1節の中に、その膨大なアンケート結果が入ってくるのではないかと。それで第2節の評価・検証のところ、私たちが議論検討した項目のポイントを反映し、それに基づいて私たちが課題を引き出すという流れにつながっていけば大丈夫かと思う。そのときに第3節で(1)～(6)の柱立てでいいのかが分かるのではないかと。
森田委員	了解した。
伊藤会長	基本理念に基づいた基本方針ということである。
矢野副会長	これが全部は載らないと思う。
伊藤会長	「(2)身近で総合的・専門的な相談体制・ネットワークの確立」の最後から2行目のところで、「乳幼児期から取り組む発達診断や療養方針や、家庭支援を含めた継続的な療養体制づくり」とあるが、この表現でよろしいか。
矢野副会長	「小金井しあわせプラン」では、P139に「障がいの早期発見と療育ができる体制整備を図るとともに、発達障害などの相談支援体制を構築します」とあり、「成果・活動指標」のところ、「障害者就労支援センターを通じて就労した人数」は、7年間で16人から目標が20人と掲げられている。また「相談窓口の設置数」では27年の目標は2か所で現状維持となっていて、増やさないということである。そこら辺のギャップがあると思う。「主な事業」で「障害者就労支援センター事業の充実」が謳ってあるが、新たに起こすということで「発達障害などの相談支援体制を構築し、周知を図るとともに、サービス供給体制の充実に努めます」というのは、ここでは触れられているが、それに対して具体的な目標や計画というのは出ていないから、総合福祉計画の中に少しビジョンが出てこないともまずいのではないかと。 ここで議論している「ネットワーク」というところでは、医療と福祉と教育の一元化をどういう形で市の中に作っていくのか。それを連立した相談支援体制をどういうふうにするかというのが、どこかで議論されていかないといけないのではないかと。その辺の構想だけでも書けるといいのではないかと。
伊藤会長	生涯にわたる支援という言葉が書いていない。
部長	「しあわせプラン」P140の「相談窓口の設置数」で「維持」というのは、「精神障害者地域生活支援センターそら」と「障害者福祉センター」の2か所である。精神も発達障害に入っているから、精神も含めて障害に係る相談については現状を維持していくということである。 障害者計画等についても、障害だけではなく各課に反映する内容を盛り込むということになっている。先ほど説明があったが、統合できる部分があるのではないかと。

	<p>いかという検証をしている途中である。</p> <p>同じ「しあわせプラン」の中で「子ども家庭福祉」のP136の指標名の下から2行目の「発達支援センターの整備状況」で、0か所から27年度は1か所となっている。また、同じページの主な事業として「発達支援センターの整備」が25年には推進となっていて、こういう形でそれぞれやっている。</p>
伊藤会長	もう少し検討していただきたい。
矢野副会長	<p>そういう意味では、相談支援事業というのは、これからますます重要になってくる。今、推進会議で障害者総合福祉法の検討に入っているが、相談支援という項目が1つ立てられていて、相談支援事業の充実と自治体間の格差を無くしていくということである。一般相談と特定相談という2種類があるということで、機能を分けて、専門性を兼ね備えた相談支援機関を設けていくということではある。</p> <p>ここでは自治体やるということではなく、第三者の相談支援事業所を設けるという形になっている。小金井市なら何人体制ぐらいの相談支援機関を設けなければいけないとか、条例などで具体的に出てくると思う。やはり充実させていかなければいけないということは伺えるし、そういう意味では就学年から成人までの相談支援システムを作っていくことは考えていく必要があると思う。その辺の理論と方向性が出せるといいと思うが、やっていく当事者の人たちは大変かもしれない。これからどんどん対象者が広がって増えるわけだから、今の人数では到底やっていけなくなる。昔の福祉事務所のケースワーカーが一人で何百人も持って、地域を駆けずり回っていたのと同じようなことを相談支援機関がやらなければいけないかもしれない。そこら辺も含めて検討していかなければならない。</p>
伊藤会長	「(1)地域居住の場の整備と居住支援」のところはこういうまとめ方でよろしいか。
山田満里子委員	「ケア付きグループホームなどの整備」とあるが、「グループホーム・ケアホーム」ではないか。
部長	事業に反映できるのであれば、分かりやすい表記をご協議いただければと思う。
山田満里子委員	「ケア付きグループホーム」という言い方がおかしいと思う。
中村委員	その下の文章で「グループホーム等」となっているので、多分、ここにケアホームが入っていると思うが、「ケア付きグループホーム」はちょっと違うように思う。
部長	「ケア付き」を削除して、「グループホーム・ケアホーム」とすればよろしいか。
矢野副会長	グループホームとケアホームはちょっと違う。
中村委員	それを一括にしようという話も出ている。
矢野副会長	ただ、地域生活移行と生活支援整備のところで、グループホームという書き方で医療的なケアや家族ケアもできるように充実をさせろと書いてあると紛らわしい。地域基盤整備と絡むということと、地域移行というところで、小規模な入居施設やグループホームを活用して増やせということは謳っている。
中村委員	グループホームの整備でいいのではないか。



矢野副会長	現状は用地の確保や、どのように計画を立てていくのかという問題だと思う。精神や身体の方も含めた、あるいは視力障害の人たちも含めて、グループホームをどうやって作っていくのかということになると、市のほうとしては財政上の問題もあると思う。私たち協議会とすれば「絶対に必要だ」というコメントはできるけれども、具体的な数値目標となると、市のほうとしては厳しい。
伊藤会長	山田委員のご指摘からいうと、「ケア付きグループホームなどの整備」は、「ケア付き」を削除して、「グループホーム・ケアホームなどの整備」にするというご意見である。これについてはいかがか。
矢野副会長	前の計画で、こういう表現だったのではないか。
伊藤会長	前の計画では「グループホーム・ケアホームなどの整備」と書いてある。同じ表現にしたほうがいいと思う。前後しても構わないので、何かご意見はないか。
部長	P 8 (3)の上から3行目「小金井市は暮らしやすいと今後も誰もが思い続けることができるよう、協働による」とあるが、「市民協働」ではないか。協働だけだとどこと協働するのか分からない。
富澤委員	同じページで、今の2行下に「地域で自由に安心して生活活動ができる」とあるが、「生活や活動ができる」とか、あるいは「生活ができる」「安心して暮らしていける」というようにしたほうがいいと思う。「生活活動」という言葉はおかしい。
矢野副会長	サービスを受ける活動という捉え方をしているのか。
富澤委員	安心して生活することだったり、安心して活動ができるということであれば、「生活や活動が」になると思う。
矢野副会長	「安心して暮らしができるサービス」ではどうか。
富澤委員	「安心して生活ができる」でもいいと思う。
矢野副会長	安心した生活や活動ができる。社会的な活動も含めて、安心した生活や活動ということでいいのではないか。自立支援のところで、コミュニケーション支援とか、外部コミュニケーション支援とかを設けて、そういう社会生活のところでも支援をできるようにする。移動支援が更に広がっているから、それは障害者のためだから無料でやるとかを掲げる。
伊藤会長	次のバリアフリーのところに移動支援の問題は書いてある。
矢野副会長	給付量が増大すると思われるので、需要予測が必要だということで、かなり重要だと思う。どういうふうに見ていくのか。
伊藤会長	「(4)だれもが安心して暮らせるバリアフリーの地域社会づくり」のところはどうか。
ジャパン総研	(4)の一番下の行を修正していただきたい。「要援護者に向けた周知徹底に向けた取り組みの推進が必要です」は「向けた」が2回入っているので、「要援護者に向けた周知徹底への取り組みが必要です」に変更したい。
山田満里子委員	(4)の5行目で「自由に外出することや地域社会に参画していくことに不安や困難性がある」と書いてあるが、「困難性」の「性」はいらない。それから、その次の行で「今後、移動支援や行動援助等」と書いてあるが、「行動援助」ではないか。

部長	今の「行動援護」の次の行に「利用しやすいサービスの体制の充実」とあるが、「利用しやすいサービス体制の充実」である。
森田委員	(4)のサービス体制の充実が必要であるというところに、「移動支援や行動援護等」と書いてあるが、今回アンケートで個別に書かれた意見の中に、知覚障害の方からの具体的な記述があった。特に聴覚・言語の方については「情報保障」という言葉を使って、情報を正確に伝えて欲しいというものがあった。バリアフリーの中では移動についてのことが中心に書かれているが、情報のバリアフリーもあるというところで、サービス体制の充実の中に「情報」という言葉を入れてはどうか。「情報保障、移動支援、行動援護等について利用者の利用しやすいサービス体制の充実が必要です」としてはどうか。
伊藤会長	移動支援の前に入れるということか。
森田委員	特にそこでなくてもいいが、バリアフリーは移動だけではないというところで、情報が行き渡るような文言が入るといいと思う。
部長	確かに情報については触れられていない。
森田委員	聴覚障害の方であれば文字情報、知覚障害の方であれば音声情報、同時に、全く違う情報があるというところを書いておいたほうがいいと思う。
伊藤会長	情報・コミュニケーション支援というようなことか。
森田委員	情報を保障するようなことである。
部長	保障できるかどうか分からない。情報保障というのは「保障します」という裏づけのある言葉なので、他の言葉があればいただきたい。
森田委員	情報を保障して欲しいと言っている方がいると感じるので、計画の中だけでもという考え方がある。
部長	計画の考え方の1つには、書いたらやろうというのがあるので、情報保障というところになると、最終的に「やろう」だが、「やります」という裏づけも若干入ってくる。保障という言葉はいろいろな意味で取れるので、できれば同じような意味で他の言葉はないだろうか。
矢野副会長	「情報・コミュニケーション支援」とすれば、インターネットも含めてになるかなと思う。ただ、いろいろな障がいの人にコミュニケーションツールが必要だから、そこは考えていかなければならない。やれるところからやっていくということである。
伊藤会長	「情報・コミュニケーション支援」でお願いしたい。アンケートでどういう通信を使っているとか、どういう情報に対する支援が必要かというのは聞いていない。自由記述の中でいただいた意見なので、データとしては弱い。
森田委員	例えば自分で伝えられるという意味では、しっかりと協議会で受け止めて答えを出していくことも必要なかなと思う。難聴の方が通常の駅のホームでたくさんの方がいる中で情報を聞き取りにくいということが明確に書かれていたし、今回の災害についても、防災無線が聞こえないという方もいた。音声や文字、いろいろな方向があるということは計画の中に書いておいていいのかなと思う。
富澤委員	(4)のバリアフリーのところでは、移動のことと、後のほうの災害のことがメイ

	<p>ンになっているが、心のバリアフリーというのものもある。第1章第3節「施策推進の基本的な方針」では、「市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり」とか、「(4)誰もが気持ちよくともに暮らせる環境づくり」で、「意識上の障壁を取り除き」というようなことも書いてある。アンケートの中でノーマライゼーションという言葉自体を知らないとか、やはり偏見を感じるという障害者の意見で、外出をしているときの人の視線が気になるということもあるので、この中で心のバリアフリー的なものとか、市民の理解とかが入っていないので、入れるとしたらここに入れていただいたほうがいいかなと思う。これは課題の1つであると思う。</p> <p>先ほども言ったように、この基本方針に基づいて、ある程度課題は整理されているかと思う。そうするとやはりその部分を入れていただきたいと思う。バリアフリーの中で心のバリアフリーという項目を起こしていただいてもいいのかなと思う。</p>
部長	<p>ちなみに「しあわせプラン」P140の下に主な取り組みがあつて、「ノーマライゼーションの推進」がある。これは施策の体系の中の施策になるが、その基本事業として「心のバリアフリー化の推進」とある。それが「しあわせプラン」の中の主な取り組みとして掲げている。「心のバリアフリー化の推進」の中身としては、「ノーマライゼーションの理念の浸透を目指し、各種講座などによる啓発活動や学校での福祉教育などを推進します」となっていて、「研修の実施を通して市職員の障がいのある人に対する理解をより一層促進し、全庁的にノーマライゼーションの理念に沿った施策を展開します」という2点が書かれている。主な取り組みとして書かれているので、今、富澤委員がおっしゃったように心のバリアフリーという形でここに入れるのはいいと思う。</p>
伊藤会長	<p>分量の関係もあるかと思うが、1行ぐらいなので、心のバリアフリーを入れていただきたい。</p>
矢野副会長	<p>「(5)障がいのある人の自立と就労支援」の前ぐらいに入れて、それを受けて災害時でも障害者を周りが支えるという記述を入れたらどうかと思う。</p>
伊藤会長	<p>市からの支援も大事である。</p> <p>では「(5)障がいのある人の自立と就労支援」にいきたい。まず下から4行目の「重度の障害」の「害」が直っていない。</p>
斉藤委員	<p>一般論を語って終わるなら、それでいいと思うが。小金井市の実態が全く見えていないという感じがする。</p>
山田満里子委員	<p>上の5行の中にも、それから下の4行の中にもあるが、「職業訓練機会の確保」とか、「就業機会の拡大」とか、「機会」というのがやたら出てくる。「職業訓練機会の確保」はいいと思うが、「障がいのある人の就業機会の拡大を図る」は、「就業の拡大を図る」でいいと思う。機会(チャンス)ばかりを拡大しようというのは違和感がある。それから最後のほうの「残された能力に相応した」の「残された」は必要ないと思う。</p>
伊藤会長	<p>「残された」はいらない。その辺の文言を少し変えたほうがいいと思う。</p>
榎本委員	<p>今の下から2行目の「能力に相応した就労の場」ではなく、もう少し積極的に</p>

	「能力を生かした」のほうがいいと思う。 それと先ほどの(4)のところだが、「情報・コミュニケーション支援」より「情報伝達支援」のほうがいいのではないか。人と人を介して情報が伝達されるということもある。
伊藤会長	電光掲示板ということになると、ハードの面も必要になる。ソフトとハード両面が必要である。コミュニケーションという言葉自体の意味合いが強いようではある。
部長	結論はどちらになるのか。
矢野副会長	コミュニケーションでも伝達でも、どちらでもいいと思う。
伊藤会長	字数の関係である。
部長	理解しやすいほうを委員の方々に選んでいただきたい。
森田委員	ハード面と実際のやり取りというところで、発信と受信、さらに発信が入るということだと思う。
部長	「情報伝達支援」でいいと思うが、絶対にやるということになると非常に厳しいので、例えば「今後、移動支援や行動援護等について利用者の利用しやすいサービス体制の充実や、情報伝達支援の検討が必要です」というふうに分けて書いていただくといいのではないか。電光掲示板などは既に障害者センターに稼働式のものを入れている。災害時のときも実際に使える状況ではある。少しずつでも改善はされている。今求められているコミュニケーション支援を含めて、全て充実が必要とされているのは分かるが、必ずしもできるという確約はできないので、事務局としては「情報伝達支援の検討が必要です」ぐらいの形で、充実や検討を続けるというのでいいと思う。
山田満里子委員	それは後退のように感じる。先ほどの言った「機会」が多いというのも、その辺かなと思う。要するに実習ぐらいならいいけども、「就業の拡大を図ります」というのは広げすぎなのかなと感じた。ちょっとチャンスを与えるだけのようには読める。本当はしていただきたいけれども、それは無理なのか。
部長	「しあわせプラン」には、「障害者就労支援センターが中心となり、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援及び就労の場の拡大を図ります」となっている。だから、「機会」という言葉は「しあわせプラン」には入っていない。
伊藤会長	では、「就労の場」にしていきたい。 次の「(6)家族介護の負担軽減と家族支援」にいきたい。ここで気になったのが、最後のところに「手帳保持者以外のニーズや、ひきこもり等の拾えないニーズ」とあるが、これは「拾われにくい」とかのほうがいいのではないか。それと「手帳保持者以外」というところを、発達障害とか高次脳機能障害とか、もう少し具体的に書いてもいいと思う。そういう意味ではないのか。
部長	それに該当する全ての人という意味にとっていいかどうかの判断だと思う。より具体性があったほうが、確かにサービスはしやすい。
伊藤会長	今回調査の際に発達障害について聞いているが、その用語が今回はない。発達障害というのがどこまで指すかは人によって違う。

部長	一番最後の下から2行目の「また、」以降は、(6)に該当するのか。
伊藤会長	ここは問題が違う。これは課題である。
部長	これは最後のまとめの部分である。それと、先ほどの「拾えない」のところは、例えば「ひきこもり等の」とか、そういう形で変えられると思う。
ジャパン総研	確かに無理矢理入れたというのは否めない。実は手帳保持者以外の方たちや、ひきこもり等の見えにくい方たちの課題があるけれども、多分アンケートは反映していない。アンケートには出てこない方たちのいろいろなニーズに対して、それは誰が支えているかという、サービスで反映できない分、多分家族や地域の誰かが支えているであろうと推測できるというところで、先ほどの心のバリアフリーにも関係してくるのかもしれないが、その人たちのことを地域が気づいて支える状態をもう少し具体的に進められないかという思惑で、入れられるところがなかったの、ここに無理矢理に入れた。どうしても見えない方たちに対しての扱いというのが消えてしまいがちになる。
部長	それなら(3)ではないか。(3)の最後に「ただし、」から、今の話を付け加えたらどうか。
ジャパン総研	修正する。
伊藤会長	その他にあるか。
森田委員	(6)の5行目で、「今後、介助者の高齢化に対応し、介助者の居場所づくりやショートステイ、介護人派遣事業や訪問入浴サービス等のサービスの検討と充実が求められています」と書いてあるが、介護人の方が高齢者になっていたり、息子さん娘さんの世代に障がいのある方がいたりというケースがあると思う。もともと介護保険制度とか自立支援制度とか、そういったところとの柔軟な対応というのが求められるかと思うが、今回、介護保険の計画と一緒にするとしたら、その辺りの視点もここに入れられるといいと思う。
部長	今度の総合福祉法は介護保険の自立支援制度は廃止されるという方向が出ていたように思う。
森田委員	例えば、独居ではなく二人で、お父さんかお母さんが認知症で、息子さんが高次脳機能障害とかで両方がキーパーソンになり得ないとか、二人いるために個別のホームヘルプが入らないというケースがあると思うので、その辺りというのは、介護保険のサービスと自立支援法の中にある障害者ケア・ジェネレーションみたいなものを合わせてサービスができたほうが良いと思っている。その辺りの視点が入るといいと思う。
矢野副会長	具体的には(6)の「今後、云々」と書いてある中に入れるということによいか。それをフォローするためには、相談支援事業の充実が必要であるということ。
森田委員	相談支援の障害ケアマネジメントと言われているものと、介護保険の手前のものを一体化したところが求められるのかなと思う。
矢野副会長	相談支援が充実しないと、そこら辺は難しい。
森田委員	居宅介護の要件の中に高齢の親の世代と障害のある子、それだけではないと思うが、その辺りの視点が入っていたほうが、この課題を整理しやすいのではないか。整理をしていくのは介護保険ケアマネジメントだったり、障害のケアマ

	ネジメントかもしれない。そこがかみ合っていないのではないか。
部長	現行は介護保険が優先するので、介護保険の年代の方についてはケアマネジャーがいて、それ以外の障害のある方については障害福祉課の地区担当者等ということになってくる。ここが限界かなというところである。
伊藤会長	時間がオーバーしたので、最後の部分は事務局でも検討していただきたい。

#### 4. その他

事務局	何人かの委員さんから、この協議会で使用した資料を活用したいという申出が事務局にある。具体的には先般出されているアンケートの結果報告書の内容について、ご自身とかの機関が管理するホームページ等に掲載したいということである。しかし、この報告書については内容を精査している段階で、特に自由記述欄についてはかなりのボリュームがあるので整理する必要がある。結論を申し上げると9月上旬には完成するので、それまではアンケートの結果内容について外部に出すのは控えていただきたい。
伊藤会長	他に事務局から何かあるか。
事務局	議事録の件でお知らせ。お手元に届いていると思うが、15回の議事録は完成版として保存していただきたい。また、前回16回目の議事録は開示事録となっているので、訂正等ご希望の方は8月12日金曜日までに「そら」のほうまでご連絡いただきたい。また、本日の新聞の記事については参考にとということで事務局のほうからお出ししている。 次回会議は9月7日水曜日、時間は同じ14時から16時で、場所も同じで前原暫定集会施設のA会議室となる。よろしく願います。
伊藤会長	他にないようなので、これで本日の会議は終了する。

以上